

参考見積募集要領

次のとおり公用車売却業務（仮称）に係る参考見積を募集します。

令和7年7月23日

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

1. 目 的

この参考見積の募集は、思川開発事業で予定している公用車売却業務（仮称）の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けている必要はありません。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系・荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和7年7月24日(木) から令和7年8月6日(水) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後4時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 一ノ瀬 泰彦 宛

【担当】工務課 佐々木

〒376-0303 群馬県みどり市東町座間 564-6

TEL 0277-97-2131 FAX 0277-97-3300

Email omoigawa@bc9.jp

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX（いずれも社印があること）または電子メール（PDF等）により提出するものとします。なお、参考見積書をFAX又はメールにより提出される場合は発信後、必ず、上記（3）の担当者に電話にてご連絡ください。また、メールにより提出される場合で社印がないものについては、後日郵送又はFAXで社印を押印した書面の提出をお願いします。

(5) 見積有効期限

令和8年3月31日までとします。（見積書への記載をお願いします）

4. 参考見積内容

(1) 業務内容

本参考見積の対象とする作業内容は、仕様書に示すとおりです。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年7月24日(木) から令和7年7月29日(火) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年8月1日(金) から令和7年8月6日(水) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. 現地確認について

参考見積作成にあたって現地確認を希望する場合は、令和7年7月28日（月）午後4時までに3. (3) まで連絡すること。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

仕 様 書

公用車売却業務（仮称）

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

第1項 総則

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「公用車売却業務（仮称）」に適用する。

第2節 業務場所

栃木県鹿沼市口栗野 8 3 9 - 2

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所

第3節 履行期間

契約締結の翌日から 3 0 日間とする

第4節 業務内容等

（１）本業務は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所にて不要になった公用車（以下「車両」という）を売却するものである。対象車両は別紙及び車両写真のとおりに。

（２）本業務は、思川開発建設所及び南摩ダム管理棟にて保管する車両について売却するものとし、その名義変更に係る諸手続までの一切（以下「施工」という）とする。

（３）当該車両は経年劣化・キズ・不具合箇所等を含めた現状での引き渡しとなり、見積書の提出をもって車両の状態に承諾したものとする。売却後に車両に隠れた瑕疵（かし）のあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとする。

（４）車両の引取後速やかに車検証の所有者名義および自動車損害賠償責任保険証明書の名義変更を行うこと。名義変更後は、機構に変更したことを証明する書類（写し）を提出すること。

（５）売却車両については、道路運送車両法に基づき登録・変更等の手続を行い、手続完了後、機構に証明書等（写し）を提出すること。

申請に必要な書類は、買受人がすべて用意するものとし、諸費用は買受人の負担とする。

第5節 引渡する物品

- （１）売却車両本体
- （２）車両のカギ
- （３）車両の車検証
- （４）その他車両の取扱説明書等

第2項 施工条件等

第1節 売却

- （１）買受人は機構が作成する納付請求書により指定する期日までに支払うこと。
- （２）引渡は売却代金納入確認後とする。
- （３）売却価格には、車両リサイクル料を含む価格とする。
- （４）買受人は履行期間内に施工を完了するものとする。

(5) 引渡後、引渡した車両の性能等に関して、機構は一切の責任を負わないものとする。

(6) 車両引渡時に受領書を提出すること。

第2節 搬出作業等

(1) 作業にあたっては、安全作業に努めるとともに、法の遵守に努めなければならない。なお、作業中における事故等に関して機構は一切の責任を負わないものとする

(2) 作業は、引渡す車両以外に損傷等与えないように十分配慮するものとする。なお、設備に損傷を与えた場合は、買受人の責任と負担において復旧を行うものとする。

第3項 その他

(1) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、機構と打合せを行い、その指示に従うこと。

(2) 本使用に基づく全ての作業において、受注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。

(3) 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議しなければならない。

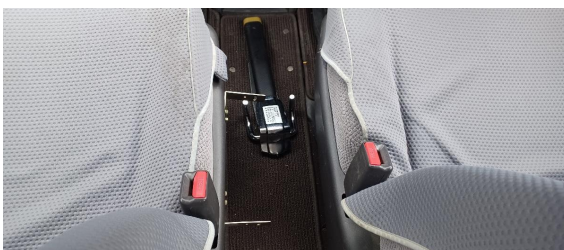
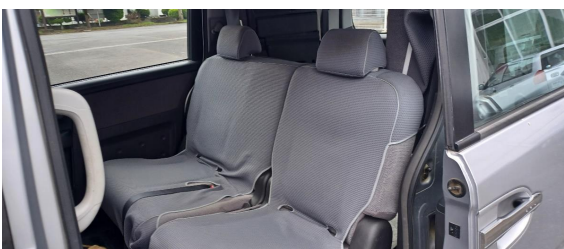
以上

別紙1 対象車両一覧

令和7年6月末時点

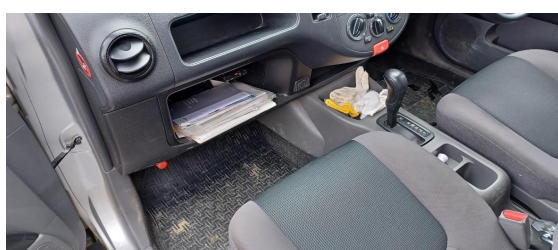
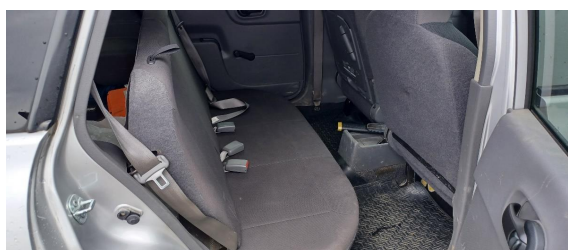
No.	車名	型式	登録番号	車両総重量(kg)	最大積載量(kg)	車両重量(kg)	車格(長さ／幅／高さ)(cm)	初年度登録	車検有効期間 (有効期間満了日)	走行距離(km) ※R7.6末時点	備考
1	ホンダ ステップワゴン	DBA-RG2	宇都宮 502 ぬ 4288	2020	-	1580	463/169/178	平成18年3月	令和9年2月28日	178,035	乗車定員：8名 油種：レギュラー 装備：カーナビあり、ETCあり 不具合：移動無線機取付跡あり (助手席)
2	日産 ADバン	DBF- VZNY12	宇都宮 400 な 4373	1780(1795)	400(250)	1270	439/169/154	平成26年4月	令和7年7月4日	181,946	乗車定員：2(5)名 油種：レギュラー 装備：カーナビあり、ETCあり 車検切れ
3	日産 ADバン	TC-VHNY11	宇都宮 400 な 8828	1780(1795)	400(250)	1270	437/169/151	平成14年3月	令和8年2月28日	149,596	乗車定員：2(5)名 油種：レギュラー 装備：カーナビあり、ETCあり 不具合：移動無線取付跡あり(助手席)

別紙2 写真台帳
車両写真 (ステップワゴン)

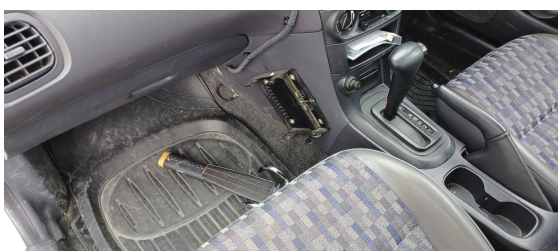
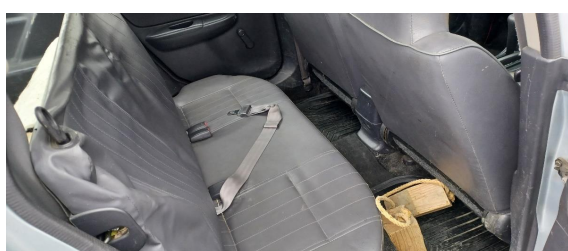


※移動無線機取付跡

車両写真（ADバン（4373））



車両写真（ADバン（8828））



※移動無線機取付跡